

貸付申込の注意事項

- 貸付の申込書類は必ず本人の自書で記入して下さい。
- 貸付の申込の際は必ず次の書類を揃えて提出して下さい。
 - ① 貸付申込書
 - ② 貸付借用証書
 - ③ 貸付事業における個人情報に関する同意書(A4両面2枚)
 - ④ 借入状況等申告書(A4両面1枚)
 - ⑤ 直近の給料明細書の写し(原本証明を付けること)
- 貸付の申込金額や貸付の種類に応じた添付書類の提出が必要です。**(貸付添付書類一覧参照)**

- 添付書類として写しを提出する際は、必ず原本証明を付けて下さい。
- 申込事由が生活資金やローンの返済の場合は貸付できません。
- 一般貸付の添付書類として見積書を提出された場合は、領収書の写しの提出が必要です。(代金支払い後速やかに提出下さい。)
※注文書の場合は提出は不要です。
- 新規の貸付の借入状況等申告書の〈当共済組合の借入状況〉の記入の際は、佐賀支部HPの「貸付金・償還金シミュレーション」で今回申込む貸付金の償還額を算出して記入して下さい。
※借替の場合はご連絡下さい。

- 住宅貸付の給与の月数とは

下の表の組合員期間に応じた月数が給与の月数となります。

組合員期間	月数
3年未満	10
3年以上 5年未満	15
5年以上 10年未満	25
10年以上 20年未満	35
20年以上	45

貸付申込の提出期限について

- 貸付申込書の提出の締切りは毎月25日となっておりますが、直前に申込みが集中し、申込書の内容についても不備や未記入が多く、毎月締切日直前は、貸付申込の対応に非常に時間がかかっています。貸付を申し込む場合は毎月20日までに各学校の共済事務の担当者が申込書の内容と添付書類について確認を行ったうえで、申込書類一式を共済組合の貸付担当までFAXして、確認が済んだ申込書のみを送っていただくようお願いいたします。

全額繰上償還・一部繰上償還について

- 全額繰上償還を予定されている場合は、償還予定月の前月末までに貸付担当へご連絡下さい。
- 申出書の記入方法や償還についての詳細を説明します。
- 申出書は償還予定月の**10日締切**です。
- 償還される月が変更になる場合は償還額が変わるので、再度ご連絡下さい。
- 一部繰上償還は7月と12月の2回のみです。(締切は10日です。)
- 締切日が土日祝日の場合は前日までに提出して下さい。